

千葉市公告第333号

制限付一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年5月8日

千葉市長 熊谷俊人

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

千葉市防災行政無線（同報系）戸別受信機デジタル化更新業務委託

(2) 委託業務概要

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和2年3月15日まで

(4) 履行場所

千葉市中央区新宿2-15-1 外119か所

2 競争参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成30・31年度千葉市委託入札参加資格者名簿の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては当該特別徴収を行っていないもの

(3) 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

(4) 過去15年間（平成16年度から平成30年度）に完成し引渡しの済んだ防災行政無線（同報系）受信機の設置・設定に係る契約を元請けとして履行した実績を有する者

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市総務局防災対策課

電話 043-245-5113

#### 4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申込みをしなければならない。

- (1) 配布場所等 公告の日から前記3の契約事務担当課において配布する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）。
- (2) 提出場所等 公告の日の翌日から令和元年5月21日（火）までに前記3の契約事務担当課に持参により提出すること（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）。

#### 5 入札説明書の交付

公告の日から令和元年5月21日（火）まで前記3の契約事務担当課において無償により交付する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）。

#### 6 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時 令和元年5月30日（木）午前10時（郵送の場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く前日午後4時30分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。）
- (2) 入札及び開札の場所 千葉中央コミュニティセンター93会議室
- (3) 入札方法 総価で行う。
- (4) 入札保証金 免除（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。）
- (5) 最低制限価格 有
- (6) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とし、入札金額が最低制限価格に満たない応札をしたものは失格とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (7) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

#### 7 その他

- (1) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等については、千葉市総務局防災対策課で閲覧できる。
- (5) 詳細は、入札説明書による。